

国内最低課税額の計算に関する明細書

別表二十二付表一 令八・四・一以後開始対象会計年度分

国内最低課税額の計算に関する明細書				対 会 計 年 度	・ ・ ・ ・		法人名			
国内最低課税額	国内実効税率が15%を下回り、かつ、国内グループ純所得の金額がある場合 (12) + (25) + (28)				1	内				
	国内実効税率が15%以上であり、かつ、国内グループ純所得の金額がある場合 (25) + (28)				2	内				
	国内グループ純所得の金額がない場合 (25) + (28) + (36)				3	内				
当期グループ国内最低課税額に係る国内最低課税額	当期グループ国内最低課税額	4	円		再計算グループ国内最低課税額に係る国内最低課税額	(19)のうち過去対象会計年度において既に課税された金額 (過去対象会計年度に係る(12)) + (過去対象会計年度に係るグループ調整済額に係る(24)の合計額)	20	円	円	
	国内調整後対象租税額	5				(19) - (20)	21			
	繰越控除帰属額 (別表二十二付表二「19」)	6				(14)の過去対象会計年度において所在地国が我が国であった全ての構成会社等に係る(21)の合計額	22			
	個別計算所得等の金額	7				過去帰属割合 (21) (22)	23	%	%	
	個別基準税額 (7) × 15%	8				(13) × (23)	24	円	円	
	国内調整後対象租税額が個別基準税額を下回る部分の金額 (8) - ((5) - (6))	9				(24)の計	25	円		
	我が国を所在地国とする全ての構成会社等に係る(9)の合計額	10			株主等国内別未分配課税額に係る	対象株主等の名称	26			
	帰属割合 (9) (10)	11	%			株主等別未分配額	27	円	円	
	(4) × (11)	12	円			(27)の計	28	円		
	再計算グループ国内最低課税額に係る国内最低課税額	再計算グループ国内最低課税額	13	円	円	永久差異調整に係る国内最低課税額	永久差異調整に係るグループ国内最低課税額	29		
		(13)に係る過去対象会計年度	14	・ ・	・ ・		国内調整後対象租税額	30		
		再計算国内調整後対象租税額	15	円	円		個別計算所得等の金額	31		
再計算繰越控除帰属額 (別表二十二付表二「21」)		16			個別基準税額 (31) × 15%		32			
再計算個別計算所得等の金額		17			国内調整後対象租税額が個別基準税額を下回る部分の金額 (32) - (30)		33			
再計算個別基準税額 (17) × 15%		18			我が国を所在地国とする全ての構成会社等に係る(33)の合計額		34			
再計算国内調整後対象租税額が再計算個別基準税額を下回る部分の金額 (18) - ((15) - (16))		19			帰属割合 (33) (34)		35	%		
					(29) × (35)		36	円		